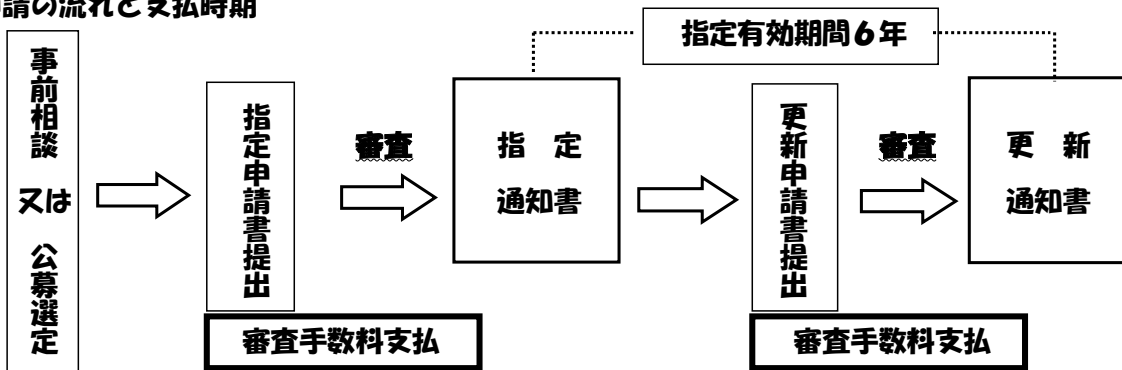


# 指定申請等手数料のお知らせ

福岡市では、平成24年4月1日に福岡県から介護サービス事業者の指定・指定更新等の事務が移譲されたことに伴い、福岡市手数料条例の改正を行い、指定等に係る審査の手数料をお支払いいただくことになりました。これにより、平成23年度まで福岡市で行っていた地域密着型サービス事業者等の指定等に係る審査についても見直しを行い、同様に審査の手数料をお支払いいただいております。

## 1 申請の流れと支払時期



2 お支払開始日 平成24年4月1日の申請書受付分から

## 3 お支払方法

各申請書類の提出時に、サービスの種類毎に定める手数料の額（下記4）に相当する福岡市収入証紙を貼付した所定の収入証紙貼付書を提出することによりお支払ください。収入証紙貼付書については、市ホームページの申請用様式集に掲載しております。

なお、この手数料は申請内容の審査のための手数料です。審査の結果、指定・指定更新等を行うことができない場合であっても返還できませんので予めご了承ください。

## 4 手数料の額

名 称	指定申請	指定更新申請	指定変更申請
居宅サービス	30,000円	20,000円	—
居宅介護支援	30,000円	20,000円	—
介護老人福祉施設	40,000円	25,000円	—
介護老人保健施設	63,000円 (開設許可申請)	33,000円 (許可の更新)	33,000円 (変更許可)
介護療養型医療施設	40,000円	25,000円	25,000円
介護予防サービス 注1)	30,000円	20,000円	—
地域密着型サービス	30,000円	20,000円	—
介護予防地域密着型サービス 注1)	30,000円	20,000円	—
介護予防支援	30,000円	20,000円	—

注1) 介護予防サービス、介護予防地域密着型サービスの申請手数料は、同種の居宅サービス又は地域密着型サービスの指定申請、指定更新を同時に行う場合は、お支払の必要はありません。

注2) 指定申請手続を必要としない「みなし指定」については、手数料支払の必要はありません。

注3) 手数料の額については、権限移譲前の福岡県への申請時にお支払いいただく額と同額となっております。

## 5 福岡市収入証紙販売窓口

政府刊行物福岡市役所内サービス・ステーション（福岡市役所本庁舎地下1階）

〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 092-722-4861 ※郵送による購入を希望される場合は、こちらへご相談ください。

## 6 指定申請等の窓口

福岡市保健福祉局 高齢社会部 高齢者サービス支援課

（電話）092-711-4257 （FAX）092-726-3328

（E-mail）k-service.PHWB@city.fukuoka.lg.jp